

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、佐賀地方法務局長から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

平成29年1月20日

佐賀県知事 山口 祥 義

- 1 作業種類 公共測量(不動産登記法第14条第1項地図作成)
- 2 作業期間 平成29年1月20日から平成30年3月31日まで
- 3 作業地域 佐賀市